

水道水におけるPFOS・PFOAに関する水質検査について

1. 要旨

PFOS・PFOAは、化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられています。国内では、各地の河川や地下水等において『暫定目標値』を超えて検出され問題となっています。国は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する観点から、令和2年度に水道水質管理上留意すべき項目として、水道水質基準等の体系の『水質管理目標設定項目』と定め、各水道事業者においては、国から要請を受け水質検査を実施しております。

水質検査の結果につきましては、令和5年10月24日付け『水道水におけるPFOS・PFOAに関する水質検査結果の報告について』において報告いたしました。報告後2か年が経過し、PFOS・PFOAに関する水質基準等が一部改正されるなど状況が変化しており、その内容に加え、本市の水質検査結果について報告いたします。

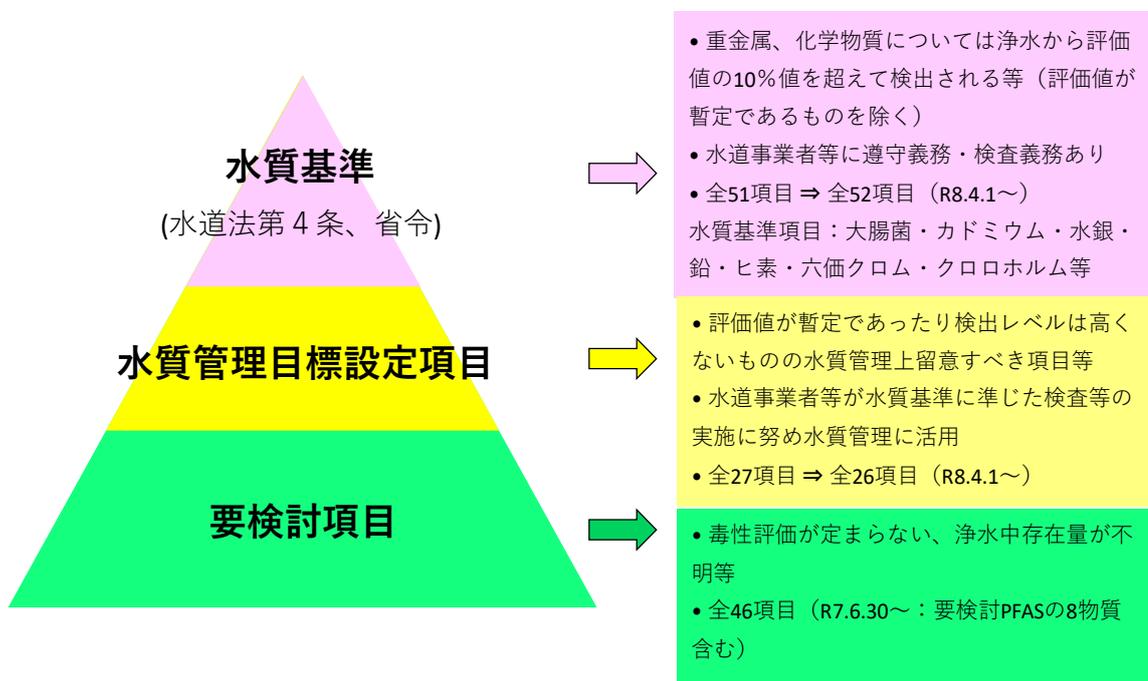
2. PFOS・PFOAに関する状況の変化

PFOS・PFOAは、浄水場における水質管理を適切に行う観点から、令和2年4月1日から水道水質基準等の体系の『要検討項目』から『水質管理目標設定項目』へと位置づけられ、暫定目標値（50ng/L以下）が定められました。

本市では、令和2年度以降継続的に水質検査を実施し、令和5年度においては、社会的な関心が高まり、国からも濃度の把握に努めるよう要請があったことから、同年9月に市内にある11水源全てで水質検査を実施し、国が定める暫定目標値以下であることを確認しました。

令和8年4月1日からは、水質基準に関する省令の一部改正等により、PFOS・PFOAが『水質基準』へ格上げされ、検査の回数はおおむね3か月に1回以上が基本と定められました。

【水道水質基準等の体系】



3. PFOS・PFOA に関する水質検査結果

全ての水源地において国が定める暫定目標値 50ng/L 以下であり、安全性を確認しています。

水 質 検 査 結 果								
水質基準等の体系		水質管理目標設定項目						水質基準
基準値		50ng/L以下（暫定目標値）						50ng/L以下
年 度		令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月	令和8年度～
水 源 名	第1水源地				3ng/L	6ng/L	4ng/L	全水源系にて実施 (回数：おおむね 3か月に1回実施)
	第2水源地	1ng/L	6ng/L	4ng/L	3ng/L	5ng/L	4ng/L	
	第3水源地				3ng/L	6ng/L	5ng/L	
	第4水源地			10ng/L	3ng/L	11ng/L	9ng/L	
	第5水源地				5ng/L	5ng/L	5ng/L	
	野登水源地				2ng/L	4ng/L	2ng/L	
	関第1水源地				3ng/L	6ng/L	4ng/L	
	関第2水源地				3ng/L	9ng/L	5ng/L	
	関第3水源地			2ng/L	2ng/L	4ng/L	4ng/L	
	加太水源地				1ng/L	1ng/L	1ng/L	
	坂下水源地				2ng/L	2ng/L	3ng/L	

※ ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラムのこと

4. 今後の対応

令和8年4月1日から水質基準等が一部改正されることに伴い、令和8年度以降の水道水質検査計画では、PFOS・PFOAの検査を国の基準に則り、おおむね3か月に1回実施することとします。

今後もPFOS・PFOA等に関する国の動向を注視しつつ、水質検査を継続的に実施し、市民の皆様
に安全でおいしい水を安定的に供給できるよう努めてまいります。